

第5章 分野別施策の展開

- 1 地球環境
- 2 廃棄物
- 3 自然環境
- 4 生活環境
- 5 人づくり

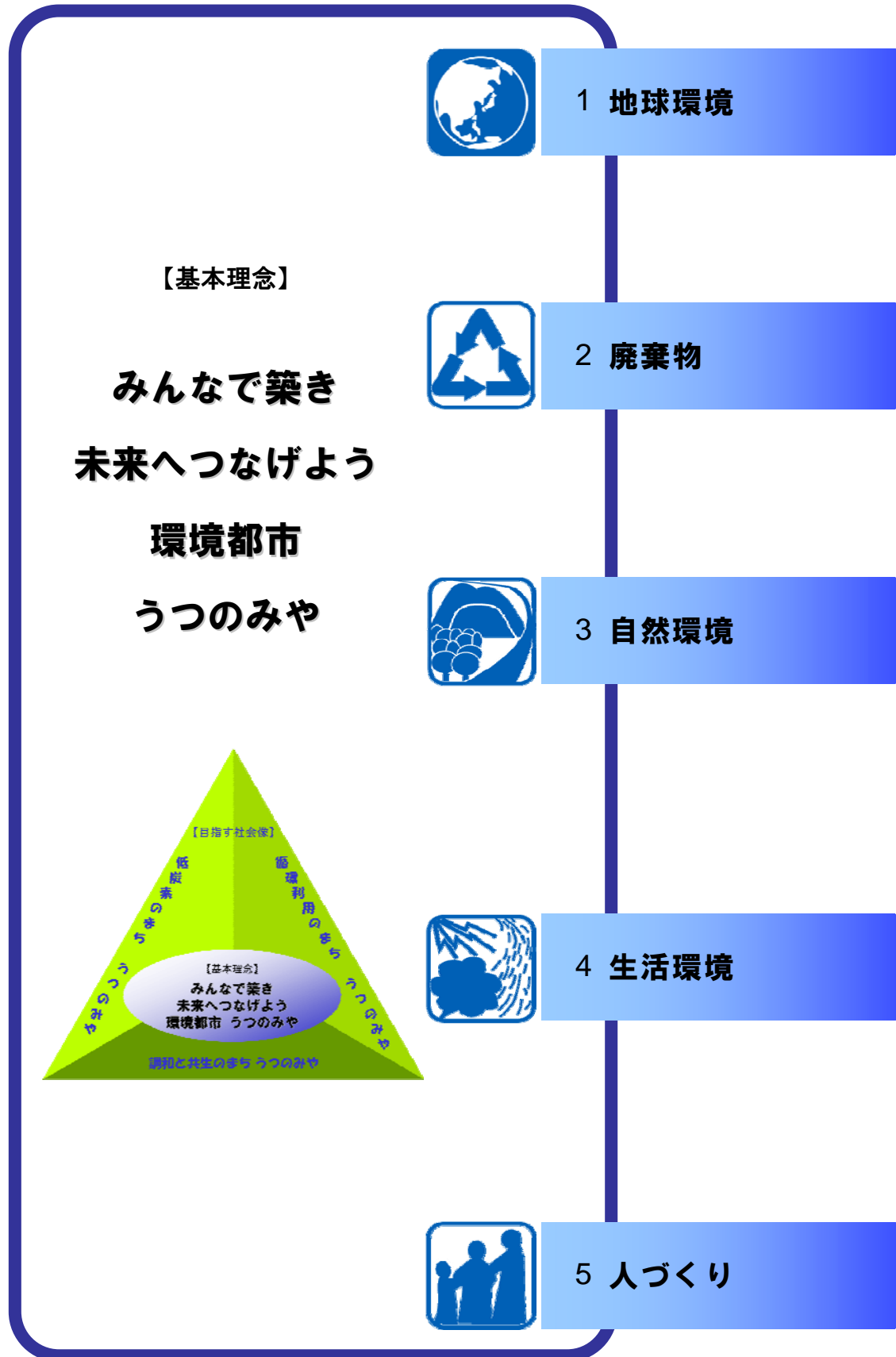


施策の体系

本章では、本市の環境施策について体系的に整理し示すことにより、計画的な推進と進捗管理を図っていきます。

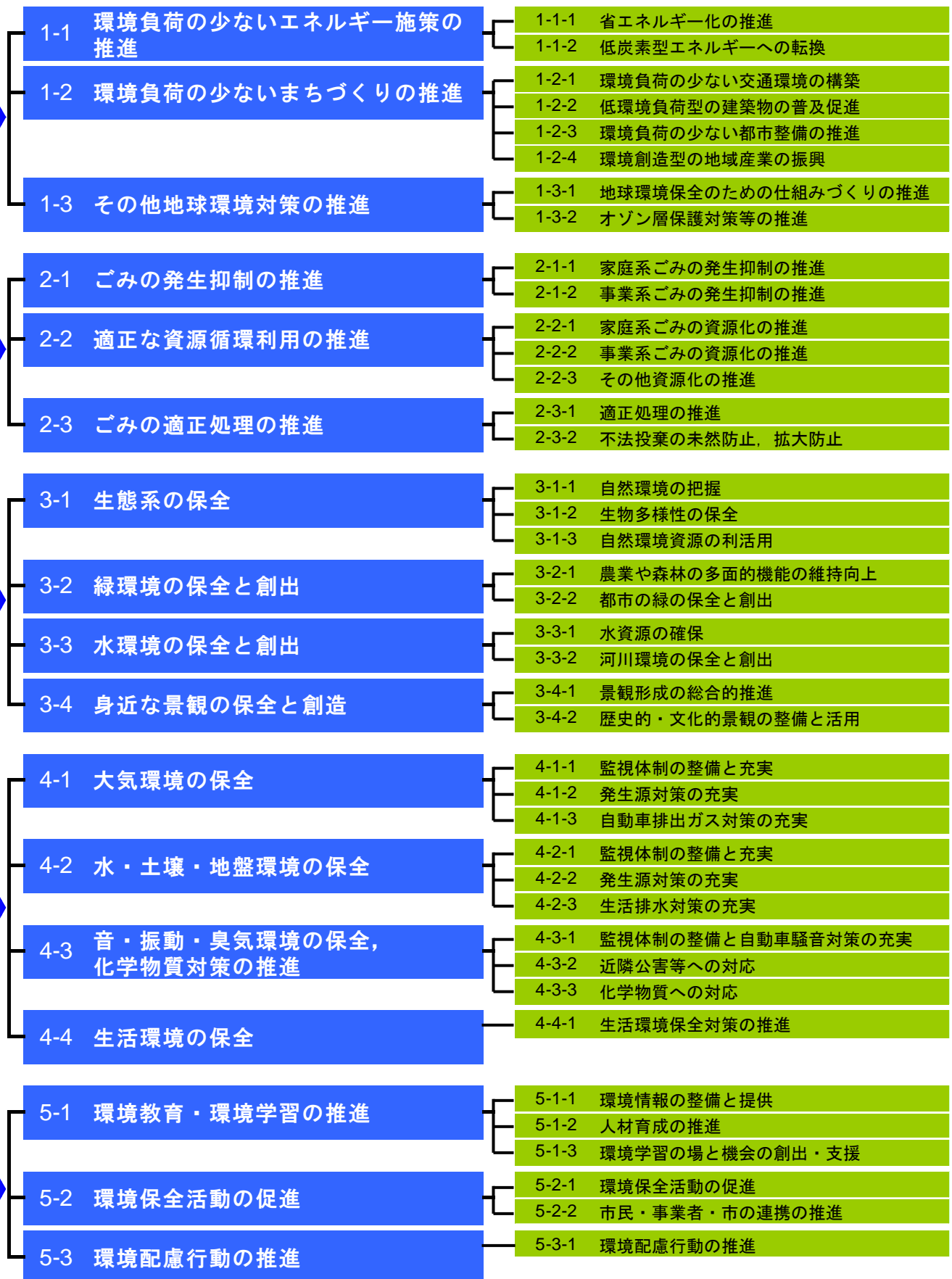
なお、本章に示す施策のうち、前述のリーディングプランにも記載があるものについては、末尾に「◆（社会像）◆」のように表わしています。

【環境分野】



【基本施策】

【施策】



【環境分野】 1 地球環境



基本施策 1-1

環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

主な課題

エネルギー利用における環境負荷の低減を生活や産業のあらゆる場面に浸透させていくために、省エネルギー行動の定着化や家庭や事業所への低炭素型設備機器等の導入、地産地消エネルギーの導入などが重要となっています。

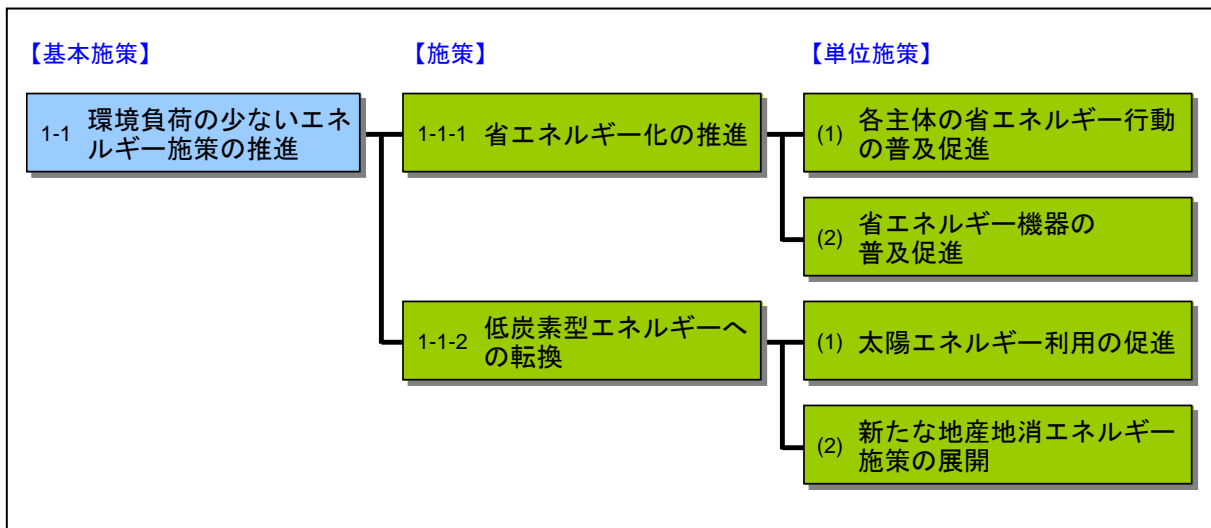
取組の
基本方向

再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの推進により、エネルギーの有効利用を図ります。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
住宅用太陽光発電システム設置 家庭数	2,103 世帯	10,000 世帯

施策の体系



1-1-1 省エネルギー化の推進

(1) 各主体の省エネルギー行動の普及促進

- **省エネルギー行動に関する普及啓発の実施**
 - ・身近で親しみやすい「もったいない」という言葉をキーワードに、市民、事業者に対し、省エネルギー行動の普及啓発を進めます。
- **市の業務における省エネルギー行動の推進**
 - ・市の業務における省エネルギー行動の推進を図るため、市の施設における電気、燃料、用紙等の使用量抑制等に取り組みます。

(2) 省エネルギー機器の普及促進

- **家庭、事業所における省エネルギー機器の普及促進** ◆低炭素◆
 - ・家庭や事業所における省エネルギー化を進めるため、省エネルギー機器の普及促進策を実施します。
- **EV等「低環境負荷型自動車」の普及促進** ◆低炭素◆
 - ・自動車からの環境負荷を低減するため、EV（電気自動車）等の「低環境負荷型自動車」に関する普及促進策を実施します。
 - ・市の業務における自動車使用からの環境負荷を低減するため、EV（電気自動車）や低排出ガス・燃費目標適合車等の「低環境負荷型自動車」の導入を推進します。

1-1-2 低炭素型エネルギーへの転換

(1) 太陽エネルギー利用の促進

- **住宅用太陽光発電システム等の普及促進策の充実** ◆低炭素◆
 - ・住宅における太陽エネルギーの活用を進めるため、住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの普及促進策を推進します。
- **事業用太陽光発電システム等の普及促進策の検討**
 - ・事業所における太陽エネルギーの活用を進めるため、事業用太陽光発電システム等の普及促進策を検討し、推進を図ります。
- **市有施設への太陽光発電システムの導入推進** ◆低炭素◆
 - ・市有施設における太陽エネルギーの活用を進めるため、太陽光発電システムの計画的な導入を推進します。

(2) 新たな地産地消エネルギー施策の展開

- ◆低炭素◆
市民共同発電所事業の推進
・自然エネルギーの利活用を進めるため、太陽光発電システム等の設備を市と市民との協働により設置する「市民共同発電所事業」を検討し、推進します。
- ◆低炭素◆
地中熱利活用事業の検討、実施
・自然エネルギーの利活用を進めるため、地中熱利活用事業を検討し、実施します。
- ◆低炭素◆
小水力利活用事業の検討、実施
・自然エネルギーの利活用を進めるため、小水力利活用事業を検討し、実施します。
- 廃棄物のエネルギー利用の推進**
・バイオマスエネルギーの利活用を進めるため、市内で生じる廃棄物のエネルギー化を検討し、実施します。
- 間伐材のエネルギー利用の推進**
・バイオマスエネルギーの利活用と森林保全の観点から、間伐材のエネルギー利用を検討します。



松田新田浄水場の太陽光発電設備



白沢浄水場の太陽光発電設備



市が導入した電気自動車

+

【環境分野】 1 地球環境



基本施策 1-2

環境負荷の少ないまちづくりの推進

主な課題

社会基盤や建物のあり方を環境負荷の少ないものへ変えていくため、公共交通や自転車の活用、自動車の利用効率向上、建築物の環境性能向上、都市計画における環境負荷低減の視点などが重要となっています。

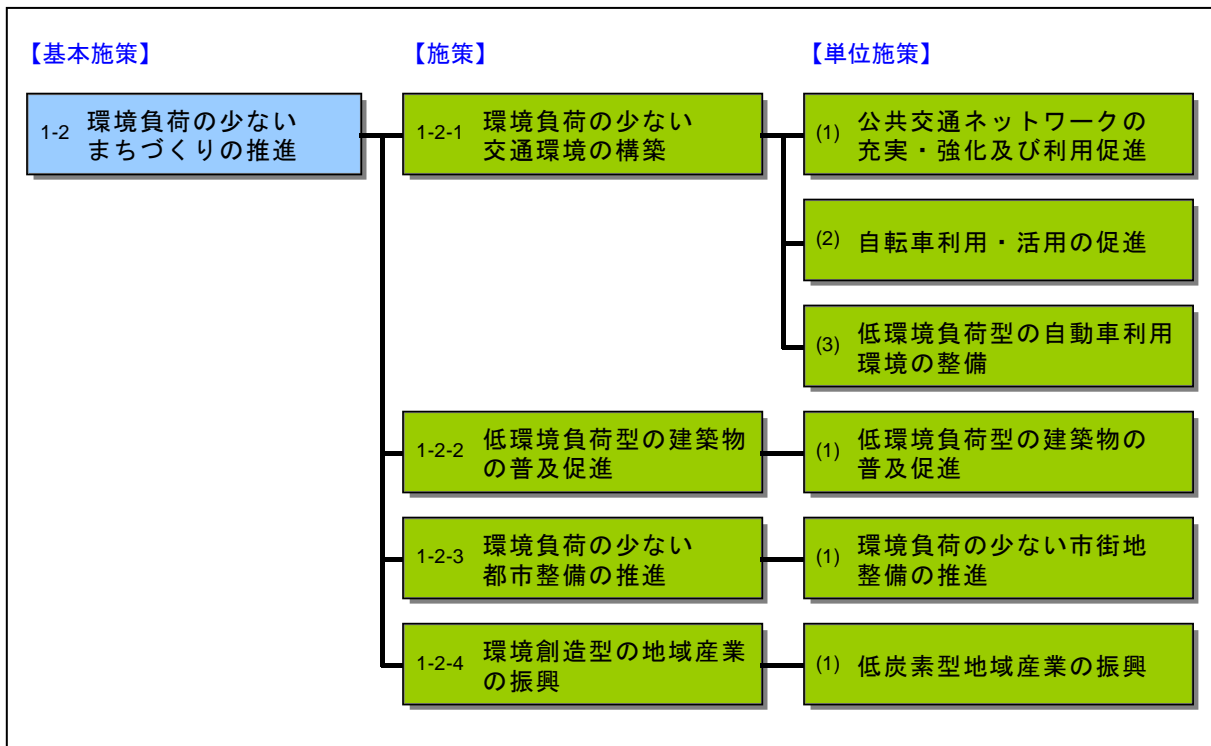
取組の
基本方向

環境にやさしい交通環境の整備を図りながら、低炭素型の都市構造を形成するとともに、成長が期待される環境関連産業の振興を図ることにより、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
公共交通の年間利用者数	33,910 千人 (平成 18 年度)	42,000 千人 (平成 30 年度目標)
自転車走行空間の整備延長 (重点路線)	9.6 キロメートル	25.4 キロメートル
レンタサイクル拠点・利用者数	拠点 4 か所 利用者数 31,000 人	拠点 14 か所 利用者数 41,000 人

施策の体系



1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築

(1) 公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進

- 基幹公共交通の整備 ◆低炭素◆
・公共交通ネットワークの充実・強化を図るため、基幹公共交通の整備を推進します。
- 地域内交通の導入 ◆低炭素◆
・公共交通ネットワークの充実・強化を図るため、地域内交通の導入を推進します。
- 公共交通利用促進策の推進
・公共交通の利用促進を図るため、利用環境整備やモビリティ・マネジメント（MM）、交通需要マネジメント（TDM）施策を推進します。

(2) 自転車利用・活用の促進

- 自転車走行空間の確保 ◆低炭素◆
・自転車の利便性と安全性を確保するため、自転車レーン等の走行空間の確保を推進します。
- 駐輪場の利用促進及び整備の推進
・自転車の有効利用を促進するため、駐輪場の利用促進や新たな駐輪場の整備を推進します。
- レンタサイクルの拡充 ◆低炭素◆
・観光やショッピング等での自転車利用を広げるため、レンタサイクルの拡充を図ります。

(3) 低環境負荷型の自動車利用環境の整備

- 低環境負荷型の道路環境の整備
・自動車の利用による環境負荷を低減するため、渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備を行います。
- EV等に係るインフラ整備普及促進策の実施 ◆低炭素◆
・EV（電気自動車）等の「低環境負荷型自動車」の普及を図るため、EV等の利用に必要なインフラ整備の普及促進策を実施します。
- エコドライブの普及啓発
・エコドライブを実践する市民を増やすため、エコドライブに関する普及啓発を実施します。

1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進

(1) 低環境負荷型の建築物の普及促進

- 建築物の省エネルギー化の推進 ◆低炭素◆
 ・建築物の省エネルギー化を進めるため、住宅やオフィスなどの省エネルギー対策の普及促進策を推進します。
- 公共施設の省エネルギー化の推進
 ・公共施設における省エネルギー化を進めるため、設備機器等の省エネルギー対策を推進します。

1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進

(1) 環境負荷の少ない市街地整備の推進

- 都心拠点、地域交流拠点などへの都市機能の誘導推進 ◆低炭素◆
 ・都心拠点、地域交流拠点などへの都市機能の誘導推進によって歩いて暮らせるまちの形成を目指し、生活行動におけるエネルギー消費の効率化を図ります。

1-2-4 環境創造型の地域産業の振興

(1) 低炭素型地域産業の振興

- バイオマス資源を活用した地域産業の振興 ◆低炭素◆
 ・二酸化炭素排出削減と産業の活性化を図るため、バイオマス資源を活用した地域産業の振興策を推進します。
- 低炭素型ビジネスの創出及び支援 ◆低炭素◆
 ・二酸化炭素排出削減に貢献し、産業の活性化に寄与する、新たな低炭素型ビジネスの創出や支援を推進します。
- 産官学の連携による低炭素型ビジネスの推進 ◆低炭素◆
 ・産官学の連携等によって、低炭素型地域クラスターなどの構築を目指し、低炭素型ビジネスの推進を図ります。

【環境分野】 1 地球環境



基本施策 1-3

その他地球環境対策の推進

主な課題

人の活動から発生する環境負荷が、地球温暖化などの地球環境問題の要因になっています。そのため、エネルギーやまちづくりの面だけでなく、地球環境保全のための仕組みづくりやオゾン層保護対策等にも取り組み、地球環境保全対策を推進していくことが求められています。

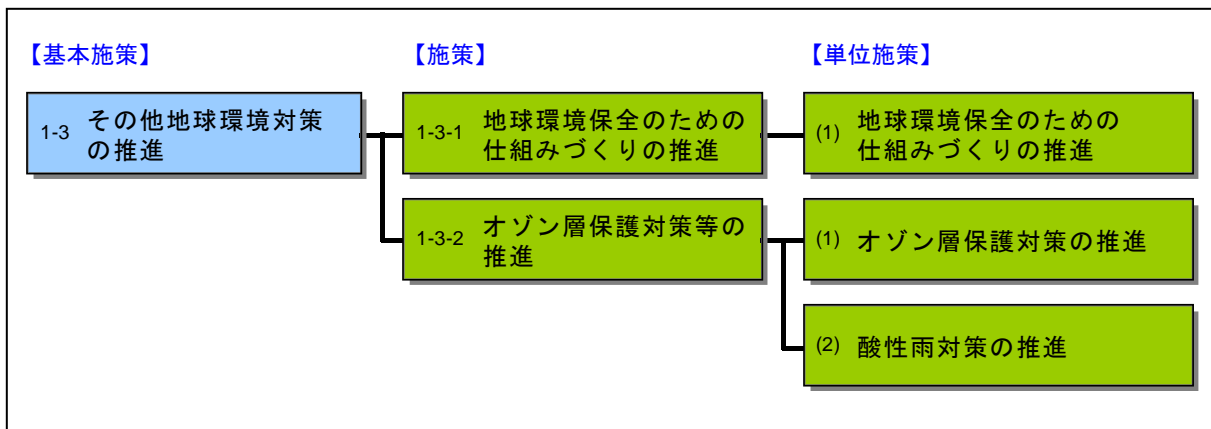
取組の
基本方向

地球環境の改善を図るため、オゾン層保護対策等に取り組みます。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
環境に配慮した市のイベント等の開催数	1	全て

施策の体系



1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進

(1) 地球環境保全のための仕組みづくりの推進

- 地球環境保全のための仕組みづくりの推進
 - ・ CO₂削減対策の更なる取組として、カーボンオフセットやキャップ&トレード等の各主体での導入の促進や本市独自の仕組みづくりの検討、カーボンフットプリント等のCO₂見える化の促進、新たなCO₂削減技術や制度の導入など、地球環境保全のための仕組みづくりに向けた調査、研究等に取り組みます。

1-3-2 オゾン層保護対策等の推進

(1) オゾン層保護対策の推進

- オゾン層保護に関する啓発事業の実施
 - ・ オゾン層保護について理解を広めるための啓発事業を実施します。
- フロン回収の推進
 - ・ オゾン層の保護に向けて、オゾン層破壊の原因物質であるフロンの回収を推進します。

(2) 酸性雨対策の推進

- 酸性雨に関する啓発事業の実施
 - ・ 酸性雨についての理解を広めるための啓発活動を実施します。

コラム

太陽熱でご飯が炊けた♪ ～お試しあれ ソーラークッキング～

ソーラークッキングとは、レンズや反射鏡を用いて集光した太陽光を黒い鍋に照射して得られる太陽熱を利用して調理を行うもので、燃料が不要な調理法です。

ソーラー・クッカーでは、ゆで卵やカレー・シチューなどの煮物、焼き芋、茶碗蒸し、ポップコーン、プリン、ケーキまで、ほとんどの調理が可能だそうです。

日本では、自然エネルギー利用の実践、環境教育、理科教材等に活用されていますが、ソーラークッカーの歴史は思いのほか古く、文献として残っているものでも既に240年前にはスイスでの太陽熱調理の実例が紹介されています。

電気やガスなどが利用できない地域、砂漠や森林破壊地域などで薪が不足する地域などでの応用が期待されています。

もちろん、調理に使う熱源は自然の太陽光ですから、調理に必要な熱エネルギーを得るためのCO₂を排出しないため、とても地球にやさしい、次世代?の調理方法です。



ソーラークッカーを作ってみよう！



卵を入れたアルミ缶を反射板の中央に置く



ゆで卵の出来上がり！



飯盒のご飯も炊けたよ♪

ヒマラヤ高地で活躍中

太陽の力で調理ができるソーラークッカー。日本では種類、季節によっては効果を十分発揮できない場合もあるが、赤道に近い地域や高地では、強い日差しを生かして活躍している。電気などのインフラが普及していない地域だからこそ、自然エネルギーにスムーズに移行できるかもしれない。

インド北部、ヒマラヤ山脈の北側に広がるジャム・カシミール州のラダック地方には、日本の民間支援団体の協力で全戸にソーラークッカーが普及している村がある。

木もほとんど自生していない山岳、高地にある同地方を支援しているのはNPO法人ジュレー・ラダック（東京）。太陽の熱で煮炊きすることで低地にまきを取りに行く労力を省けるようになった。

特に役立つのは、全てが凍る冬。雪を鍋に入れてクッカーにかけておけば、飲用だけでなく洗濯にも必要な水が得られる。重労働となる水くみもしないで済む。

住民からは「使い方が簡単」「お金がかからない」「楽しい」と反応も良いという。

同地方出身のジュレー・ラダック代表、スカルマ・ギルメットさんは言う。「貧しそうに見えても、ラダックには『自然とともに生きる』という未来のモデルがあると思います」

下野新聞（平成22年1月5日掲載）

「共同通信社配信」

【環境分野】 2 廃棄物



基本施策 2-1

ごみの発生抑制の推進

主な課題

廃棄物による環境負荷を抑制するため、家庭や事業所から排出されるごみの発生抑制が重要となっています。

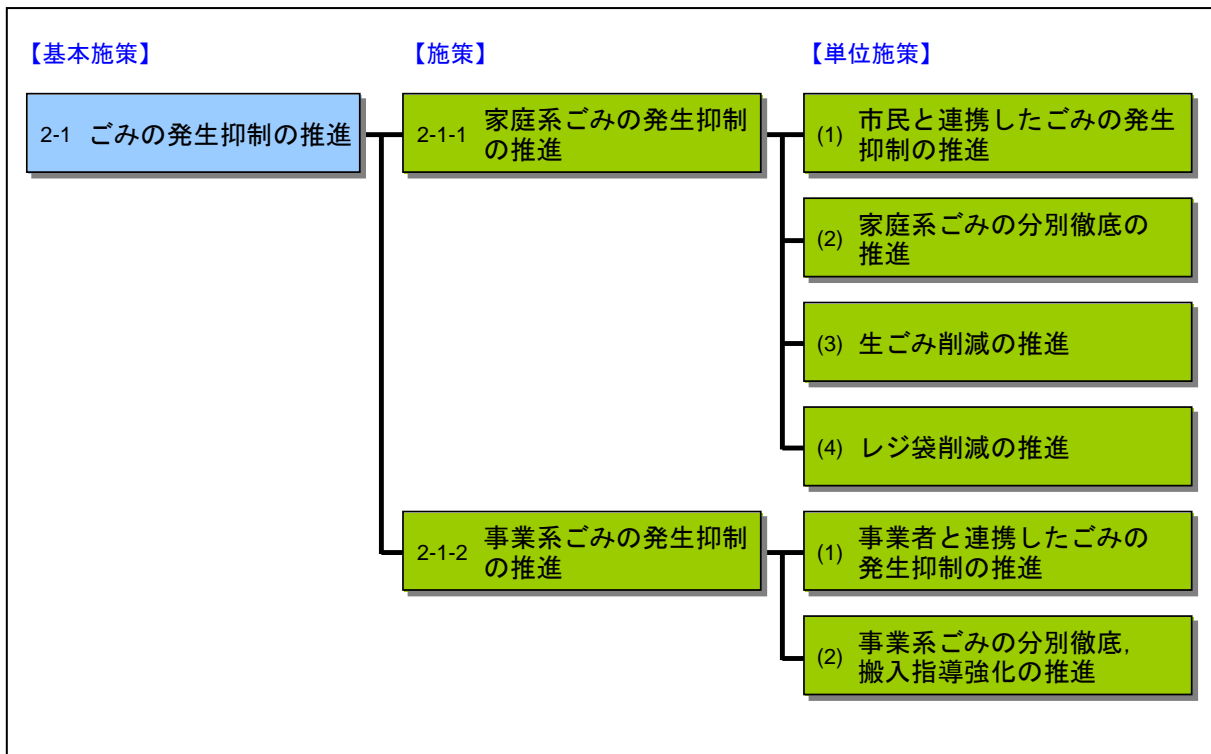
取組の
基本方向

ごみの発生抑制を図るため、市民・事業者と連携した取組を推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
市民 1 人 1 日当たりの ごみ排出量	883 グラム	740 グラム

施策の体系



2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進

(1) 市民と連携したごみの発生抑制の推進

- リサイクル推進員等，市民活動及び支援の推進 ◆循環利用◆
・家庭系ごみの発生を減らしていくため，リサイクル推進員の活動を支援します。

(2) 家庭系ごみの分別徹底の推進

- 分別強化の推進
・家庭系ごみの分別を徹底するため，啓発活動を実施します。

(3) 生ごみ削減の推進

- もったいない生ごみの減量推進 ◆循環利用◆
・容器に入ったまま焼却ごみとして排出される賞味・消費期限切れの食品（もったいない生ごみ）を減らすための普及啓発活動を実施します。
- 生ごみの水切り励行の推進 ◆循環利用◆
・生ごみの削減のため，生ごみの水切り励行を推進します。

(4) レジ袋削減の推進

- もったいないレジ袋削減の推進
・レジ袋の利用を減らしていくため，啓発活動や市民・事業者とのレジ袋削減に向けた協議を実施します。

2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進

(1) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進

- エコショップ等，事業者活動及び支援の推進

◆循環利用◆

- ・事業系ごみの発生を減らしていくため，エコショップ・エコレストランの認定制度を実施します。

(2) 事業系ごみの分別徹底，搬入指導強化の推進

- 分別強化の推進

- ・事業系ごみの分別を徹底するため，訪問指導や啓発活動を実施します。

- 搬入指導強化の推進

- ・事業系ごみの搬入について，資源系ごみなど不適正なごみの搬入を防ぐため，搬入指導や展開調査を実施します。



ごみ分別講習会の様子



地域での活動の様子



【環境分野】 2 廃棄物



基本施策 2-2

適正な資源循環利用の推進

主な課題

循環型の資源利用に向けて、資源の回収と再利用・再生利用を生活や産業での資源利用の様々な場面に広げていくために、ごみの自家処理や資源の分別回収、資源化の拡大などが重要となっています。

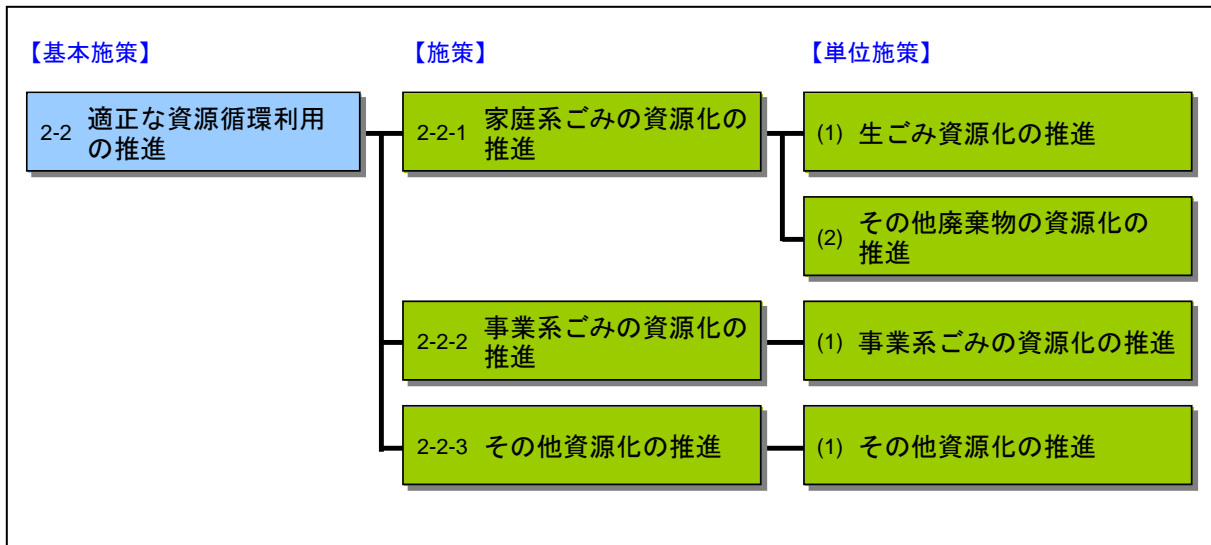
取組の
基本方向

資源の循環利用を図るため、廃棄物の再使用、再生利用をより一層推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
ごみの最終処分量	22,446 トン	16,500 トン
リサイクル率 (参考指標)	15.1%	25.0%

施策の体系



2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進

(1) 生ごみ資源化の推進

- 家庭単位での減量化・資源化の推進 ◆循環利用◆
・家庭での生ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ処理機の利用拡大等を推進します。
- 地域単位での堆肥化事業の推進 ◆循環利用◆
・自治会単位などで生ごみを持ち寄り、共同での堆肥化を促す取組を推進します。
- 新たな生ごみの資源化事業の推進 ◆循環利用◆
・生ごみのバイオガス化など、新たな生ごみの資源化事業について調査・研究を行います。

(2) その他廃棄物の資源化の推進

- 「プラスチック製容器包装」の資源化の推進 ◆循環利用◆
・適正な資源利用を推進するため、「プラスチック製容器包装」の資源化を推進します。
- 剪定枝の資源化推進 ◆循環利用◆
・緑のリサイクルを推進するため、堆肥化やチップ化などの剪定枝の資源化を図ります。
- 廃食用油の資源化推進 ◆循環利用◆
・資源循環型社会の形成のための意識付けや「環境負荷の低減」を図るため、廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造し、公用車で使用します。
- レアメタル回収事業の調査、研究、実施 ◆循環利用◆
・レアメタルのリサイクルを推進するため、小型家電の回収を実施します。
- 地域内での資源循環利用の推進 ◆循環利用◆
・資源の性質や地域の特徴などに応じた最適な循環範囲での資源循環について調査研究を行い、できるだけ近いエリアでの効率的な「循環の環」形成の推進を図ります。
- 資源物集団回収の推進
・地域コミュニティを育成するとともに、ごみの減量化・資源化を図るため、資源物の集団回収を推進します。

2-2-2 事業系ごみの資源化の推進

(1) 事業系ごみの資源化の推進

- 民間主導による生ごみ資源化の推進
 - ・ 事業系生ごみの減量化・資源化を図るため、民間事業者が設置する生ごみ資源化施設の利用促進を図ります。
- 商店街等によるごみの資源化の推進
 - ・ 事業系ごみの減量化・資源化を図るため、商店街や業種別組合単位でのごみ分別と資源化を促進します。

2-2-3 その他資源化の推進

(1) その他資源化の推進

- 清掃工場における熱エネルギーの循環利用
 - ・ 廃棄物処理で発生する廃熱を無駄にしないため、清掃工場における熱エネルギーの循環利用（サーマルリサイクル）を実施します。
- 溶融スラグの資源化推進 ◆循環利用◆
 - ・ 焼却灰の資源化や最終処分の減量化を推進するため、クリーンパーク茂原で生成された焼却灰の溶融スラグについて、建設資材等への有効利用を図ります。
- 下水汚泥の有効利用
 - ・ 汚泥処理方針に基づく下水汚泥有効利用の継続に取り組みます。
- 川田水再生センターの新たな消化ガス利活用検討
 - ・ 下水処理に伴い発生する消化ガスに含まれるメタンを活用するため、新たな消化ガス利活用策を検討します。



エコプラセンター下荒針(リサイクル施設)



圧縮梱包されて搬出されるプラスチック製容器包装

【環境分野】 2 廃棄物



基本施策 2-3

ごみの適正処理の推進

主な課題

廃棄物による環境負荷を低減するため、市民や事業者の美化意識の向上、廃棄物の不適正処理の監視や指導、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応などが重要となっています。

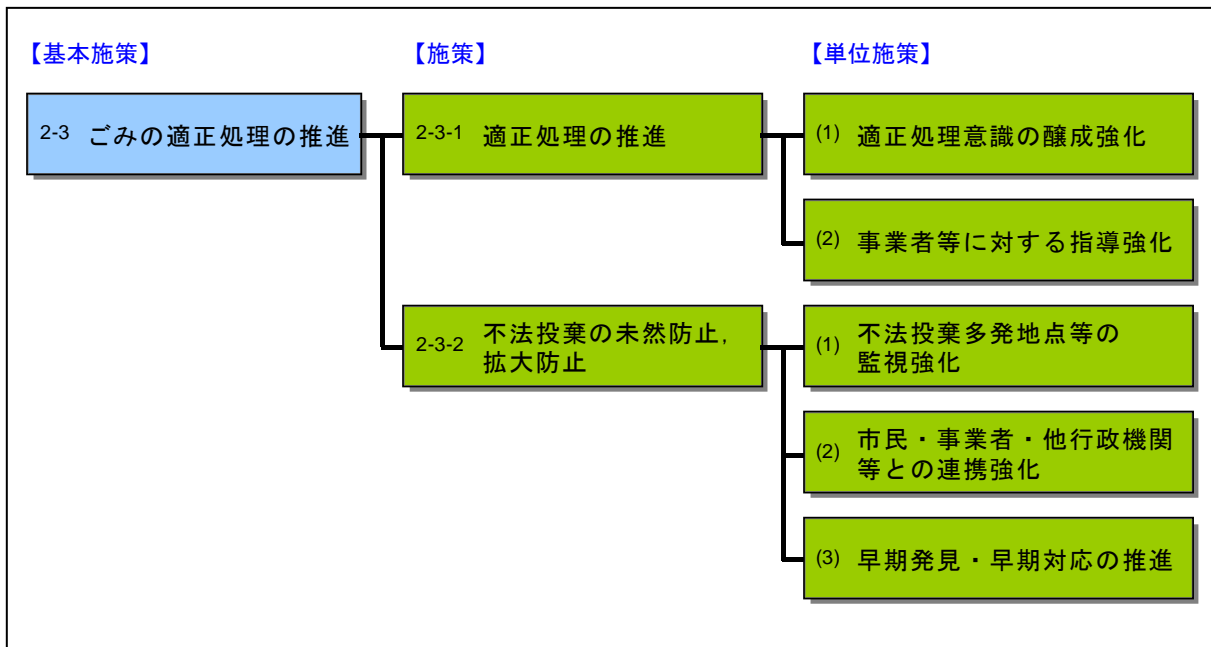
取組の
基本方向

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし、廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
不法投棄通報件数	671 件	300 件

施策の体系



2-3-1 適正処理の推進

(1) 適正処理意識の醸成強化

- 適正処理の意識醸成に関する啓発事業の実施
 - ・ごみを正しく処理することへの意識を高めるため、啓発活動を実施します。
- ごみのないきれいなまちづくり事業の実施
 - ・ごみのないきれいなまちの実現のため、「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、意識啓発に努めるとともに必要な施策を実施します。

(2) 事業者等に対する指導強化

- 廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査の実施
 - ・廃棄物処理業務が適正に行われるようにするため、廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査を実施します。
- 産業廃棄物多量排出事業者への立入調査の実施
 - ・産業廃棄物が不正に排出されることを防ぐため、産業廃棄物多量排出事業者への立入調査を実施します。



地域での不法投棄監視パトロールの様子



2-3-2 不法投棄の未然防止，拡大防止

(1) 不法投棄多発地点等の監視強化

- 市職員による不法投棄監視活動の実施
 - ・ごみ等の不法投棄を防ぐため，市職員による外務時等の不法投棄監視活動を実施します。
- 不法投棄監視パトロールの実施
 - ・ごみ等の不法投棄を防ぐため，民間警備会社や市嘱託員による不法投棄監視パトロールを実施します。
- 監視カメラによる不法投棄監視の実施
 - ・ごみ等の不法投棄を防ぐため，監視カメラによる不法投棄監視を実施します。

(2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化

- 地域住民による不法投棄監視体制の確立
 - ・ごみ等の不法投棄を防ぐため，地域住民による不法投棄監視体制を確立します。
- 宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営
 - ・不法投棄防止対策における連携を強めるため，宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会を運営します。

(3) 早期発見・早期対応の推進

- 地域住民による不法投棄監視活動の推進
 - ・不法投棄の早期発見と早期対応により不法投棄の拡大を防止するため，地域住民による不法投棄監視活動を推進します。
- 不法投棄対応マニュアルに基づく早期対応・早期撤去の実施
 - ・不法投棄の早期対応・早期撤去のため，「不法投棄対応マニュアル」に基づき迅速かつ的確な対応を図ります。

【環境分野】 3 自然環境



基本施策 3-1

生態系の保全

主な課題

人と自然との共生に向けて、全体的な生態系の保全を図っていくため、自然環境の把握、生物多様性に関する地域戦略の策定、拠点地域の重点的な保全などが重要となっています。

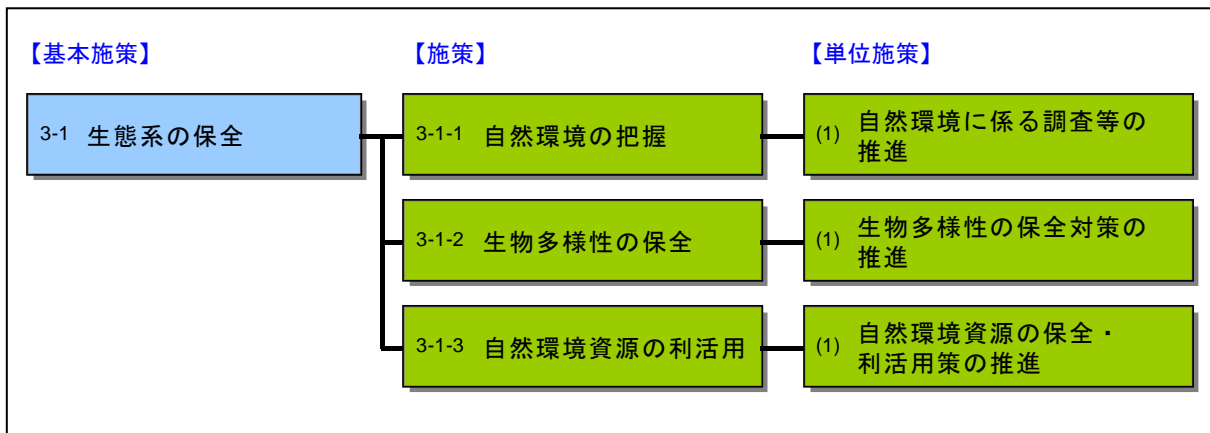
取組の
基本方向

適正な生態系を保全するため、自然環境の調査や生物多様性の保全対策を推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合	31.8%	60%

施策の体系



3-1-1 自然環境の把握

(1) 自然環境に係る調査等の推進

- **自然環境基礎調査の実施**
 - ・本市の自然環境保全のために必要な対策を講じる上での基礎資料として、本市の自然環境を構成する諸要素がどのような現状であるかを定期的に調査し把握します。
- **自然環境モニタリング調査の実施** ◆調和と共生◆
 - ・自然環境基礎調査に基づく生物多様性重要地域で、市民や保全活動に取り組む市民団体と地域の自然環境に精通した専門家が協働して指標生物の生息状況等を定期的に調査します。
- **自然環境情報のデータベース化・提供** ◆調和と共生◆
 - ・自然環境基礎調査により得た情報についてデータベース化し、その情報を広く市民等に提供します。

3-1-2 生物多様性の保全

(1) 生物多様性の保全対策の推進

- **自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の運営**
 - ・本市の事業実施課が公共事業を実施するに当たり、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷を低減しながら事業の推進を図ることを目的として会議を開催します。
- **生物多様性に係る地域戦略の策定・推進**
 - ・自然環境基礎調査結果に基づき、各地域における自然環境特性や生物多様性重要地域を明らかにした上で、本市における自然環境保全のための「（仮称）生物多様性地域戦略」を策定し、推進します。
- **生物多様性に係る地域戦略会議の設置・運営**
 - ・地域の自然環境に精通した専門家や自然環境保全に取り組む市民・市民団体等を構成員とした「（仮称）生物多様性地域戦略会議」を設置し、「（仮称）生物多様性地域戦略」を策定します。
- **自然環境の保全に係る地域会議の運営** ◆調和と共生◆
 - ・地域の自然環境に精通した専門家や自然環境保全に取り組む市民・市民団体等を構成員とした「（仮称）自然環境保全地域会議」を設置し、自然環境保全に関する施策を推進します。

3-1-3 自然環境資源の利活用

(1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進

- **生物多様性重要地域の保全** ◆調和と共生◆
 - ・自然環境基礎調査により抽出した生物多様性を維持するために重要な地域を保全します。
- **生物の生息・生育環境の保全・活用** ◆調和と共生◆
 - ・生物多様性の重要な構成要素である野生生物について、適正な保護と管理を進めるとともに、その生息・生育環境となる生態系を攪乱する外来種や飼養動物の適正管理などについての取組を実施します。
- **自然にふれあう機会の確保、提供**
 - ・市民の生物多様性に関する興味や保全活動につながるよう、自然観察会などのイベントを通じた自然にふれあう機会の確保・提供や情報の提供を図ります。
- **天然記念物の保全**
 - ・天然記念物を守るため、保全対策を実施します。

コラム

サンショウウオが増えた！

市内戸祭山緑地で続けられているトウキョウサンショウウオの保全活動が成果をあげています。

2002年、ため池で25個確認した卵のう（50粒程の卵が入った透明な袋）は、2010年には7倍の176個に増えました。（単純計算で約7,500匹の幼生が増えたこととなります。）

このトウキョウサンショウウオ、水不足や捕食者であるアメリカザリガニの増加により、一時、絶滅の危機に瀕しましたが、グリーントラストうつのみやや県立博物館、市による水域の確保や年間8,000匹を超すザリガニ駆除などの取組により徐々に増加し、繁殖場としても定着してきた形です。

宇都宮市は、トウキョウサンショウウオの生息地としては、内陸部の北限地域として重要な意味を持っていますが、市内にある生息地は、宅地造成などでその多くが失われ、今後も残る目処が立っているのは、戸祭山緑地を含め2ヶ所にすぎないとの事です。

今後も、多くの方の地道な保全対策が必要な状況ではありますが、私たちは、このような貴重な自然を未来のうつのみやにつないでいくためにも、一人ひとりが出来ることから実践していかなければなりません。



トウキョウサンショウウオの卵のう



幼生



成体

【環境分野】 3 自然環境



基本施策 3-2

緑環境の保全と創出

主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、森林や農地の保全、環境保全型の農業の推進、バイオマス資源の活用、里地里山と都市の連携、公園などの身近な緑の創出などが重要となっています。

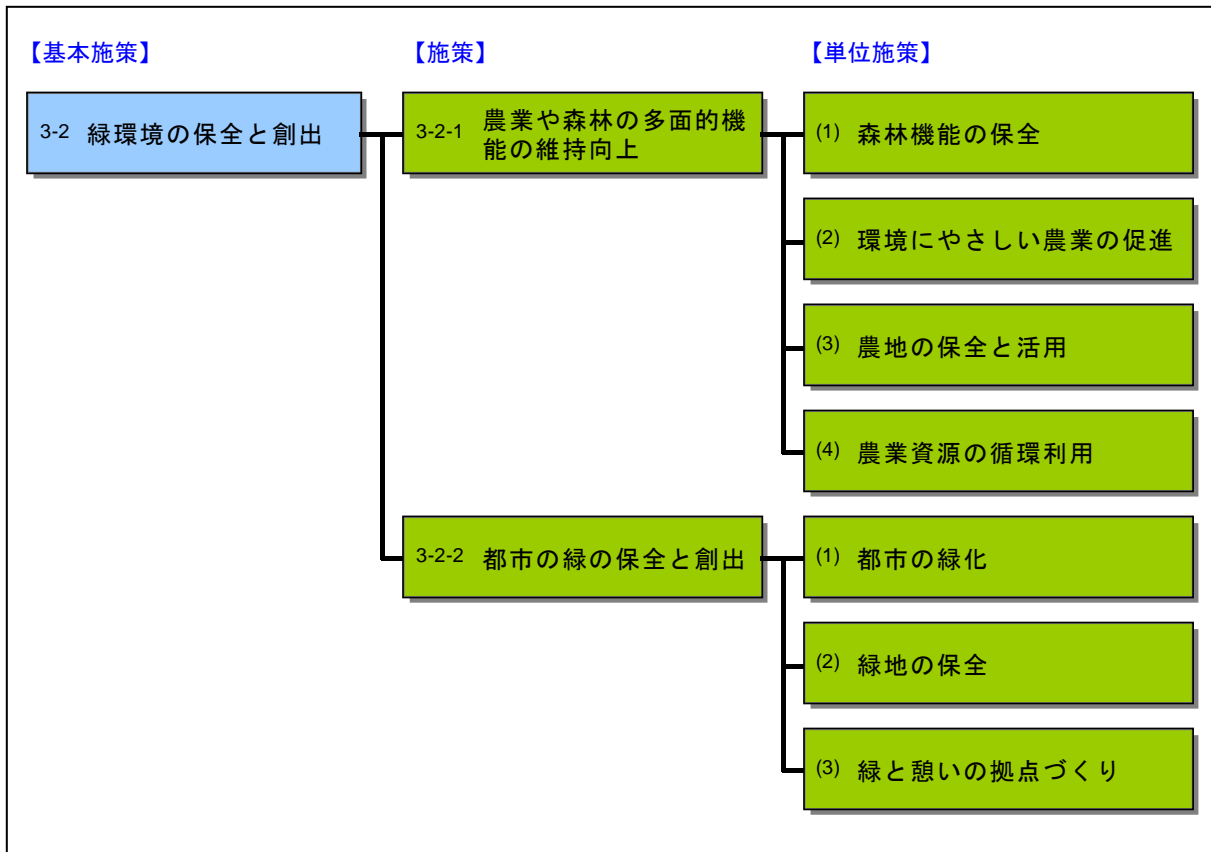
取組の
基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、農業や森林の多面的機能の維持向上や都市の緑の保全を図ります。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
市民 1 人当たりの都市公園面積	10.44m ² ／人	13m ² ／人 (平成 34 年度目標)
民有林の間伐面積	1,552ha	2,176ha (平成 24 年度目標)

施策の体系



3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上

(1) 森林機能の保全

- **森林施業の推進** ◆低炭素◆
 ・森林の有する多面的機能（水源涵養^{ひんよう}、自然災害の防止等）を有効に発揮させるため、森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進します。

(2) 環境にやさしい農業の促進

- **環境にやさしい営農活動の普及促進** ◆低炭素◆
 ・営農活動による環境負荷を低減するため、環境に配慮した営農活動の普及を促進します。
- **省エネ技術等の導入促進** ◆低炭素◆
 ・農業からの環境への負荷を減らしていくため、省エネ技術等の導入促進策を実施します。
- **地産地消の推進** ◆低炭素◆
 ・農産物の輸送による環境負荷を低減するため、地元で取れた新鮮な農産物を地元で消費する地産地消を推進します。

(3) 農地の保全と活用

- **優良農地の確保・保全の推進** ◆調和と共生◆
 ・農地の荒廃を防ぎ、環境保全機能を保全するため、優良農地の確保・保全策を実施します。
- **遊休農地等の有効利用の促進**
 ・農地の荒廃を防ぎ、環境保全機能を保全するため、遊休農地等の有効利用の促進策を実施します。
- **農地・農業用水等の保全の推進** ◆調和と共生◆
 ・農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、基盤となる農地・農業用水等の環境保全と質的向上に取り組み、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進します。

(4) 農業資源の循環利用

- **バイオマスタウンの推進**
 ・農業バイオマスの活用を進めるため、バイオマスタウン推進事業を実施します。
- **耕畜連携によるバイオマス活用の推進** ◆循環利用◆
 ・農業バイオマスの活用を進めるため、耕作と畜産が連携したリサイクルを実施します。

3-2-2 都市の緑の保全と創出

(1) 都市の緑化

- **中心市街地・都市拠点の重点緑化** ◆低炭素◆ ◆調和と共生◆
 - ・都市の緑を増やすため、中心市街地・都市拠点の重点緑化を実施します。
 - ・市民と力を合わせ、一般廃棄物最終処分場跡地を自然豊かな森に回復するため、「もったいないの森長岡」植樹事業を実施します。
- **都市緑化に係る普及促進策の実施（出生時・住宅新築時の記念樹贈呈等）**
 - ・都市の緑を増やすため、住宅の緑を対象に、出生時や住宅新築時に記念樹の贈呈を実施する等の普及促進策を実施します。

(2) 緑地の保全

- **里山・樹林地の保全と活用** ◆低炭素◆ ◆調和と共生◆
 - ・里地里山の荒廃を防ぎ、環境保全機能や豊かな景観を維持するため、保全活用策を実施します。

(3) 緑と憩いの拠点づくり

- **身近な生活圏の公園整備**
 - ・地域コミュニティ形成の場や快適な居住環境を創出するため、市民が身近に親しむことができる公園の整備を実施します。
- **拠点公園の整備・活用**
 - ・市民のレクリエーション、憩いの場として整備・開設している大規模公園について、今後更なる広域的な交流拠点とするため、環境教育・学習の場など、公園の特性を生かした魅力ある整備・活用を実施します。

【環境分野】 3 自然環境



基本施策 3-3

水環境の保全と創出

主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、用水の効率的な利用、水源の保全、治水、親水環境の創出、河川の機能の保全などが重要となっています。

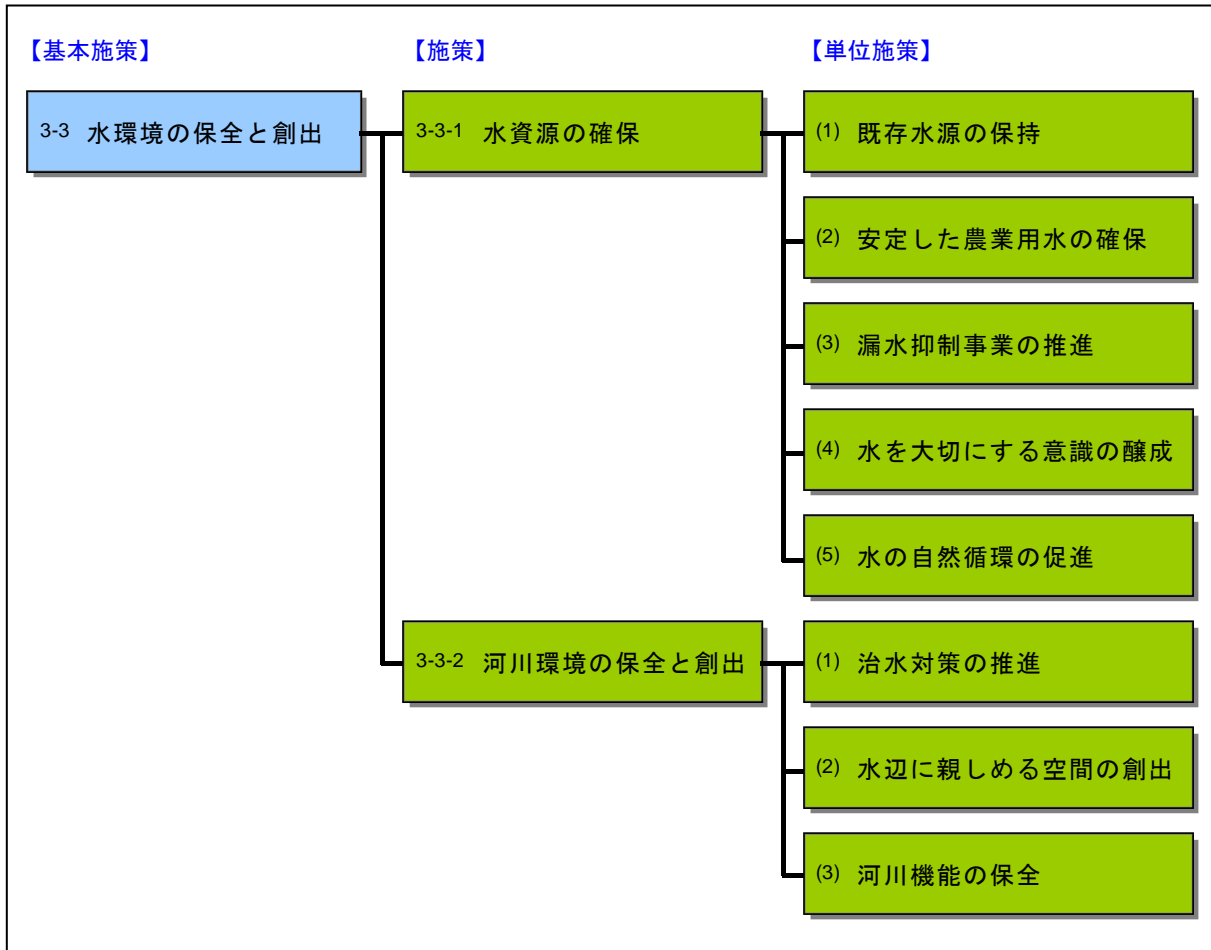
取組の
基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、健全な水資源と河川環境の保全と活用を推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）	86.20%	88.0% （平成 24 年度目標）
自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率	56.9%	59.8%

施策の体系



3-3-1 水資源の確保

(1) 既存水源の保持

- 水質保全に関する要望活動の実施
 - ・ 鬼怒川等の既存の水源を守るため、流域協議会において、水質保全に関する要望活動を実施します。
- 水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼
 - ・ 水源を守るため、地下水の水源地域の自治体等へ水源涵養活動への協力依頼や、表流水の流域の自治体等への水質保全活動への協力依頼を行います。

(2) 安定した農業用水の確保

- 灌漑排水施設の整備等の推進
 - ・ 農業用水を安定して確保するため、生態系の保全に配慮した農業用貯水池（ため池）の整備等の農村環境整備事業や農業用排水路の整備等の灌漑配水事業を推進します。

(3) 漏水抑制事業の推進

- 漏水調査の実施
 - ・ 上下道の漏水を減らすため、漏水調査事業を推進します。

(4) 水を大切にすることを意識の醸成

- 上下水道に関する普及啓発の促進
 - ・ 上下水道への理解を深めてもらうため、「上下水道探検ツアー」、「上下水道お届けセミナー」、「広報紙等による啓発」を実施します。

(5) 水の自然循環の促進

- 道路における雨水浸透舗装の整備
 - ・ 道路における雨水地下浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、道路や歩道の透水性舗装を整備します。
- 建物における雨水浸透設備の普及
 - ・ 建物における雨水地下浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。

3-3-2 河川環境の保全と創出

(1) 治水対策の推進

- 河川整備の推進

- ・ 河川の^{いっすい}溢水による被害から生活や産業を守るため、都市基盤河川・準用河川・普通河川の治水対策を推進します。

(2) 水辺に親しめる空間の創出

- 周辺環境と調和した多自然川づくりの推進

◆調和と共生◆

- ・ 河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮するとともに、美しい自然環境を保全、創出するため、多自然川づくりを推進します。

(3) 河川機能の保全

- 河川維持管理の実施

- ・ 河川機能の保全を図るため、河川の維持管理を実施します。



一級河川御用川 錦中央公園付近
河畔林の保全を行った



準用河川西川田川
カワセミが生息する

【環境分野】 3 自然環境



基本施策 3-4

身近な景観の保全と創造

主な課題

自然の営みと歴史に培われてきた市民共有の財産である景観を生かしたまちづくりを進めるとともに、将来に渡って受け継いでいくため、総合的な景観形成への取組や、歴史的、文化的景観の整備と活用が重要となっています。

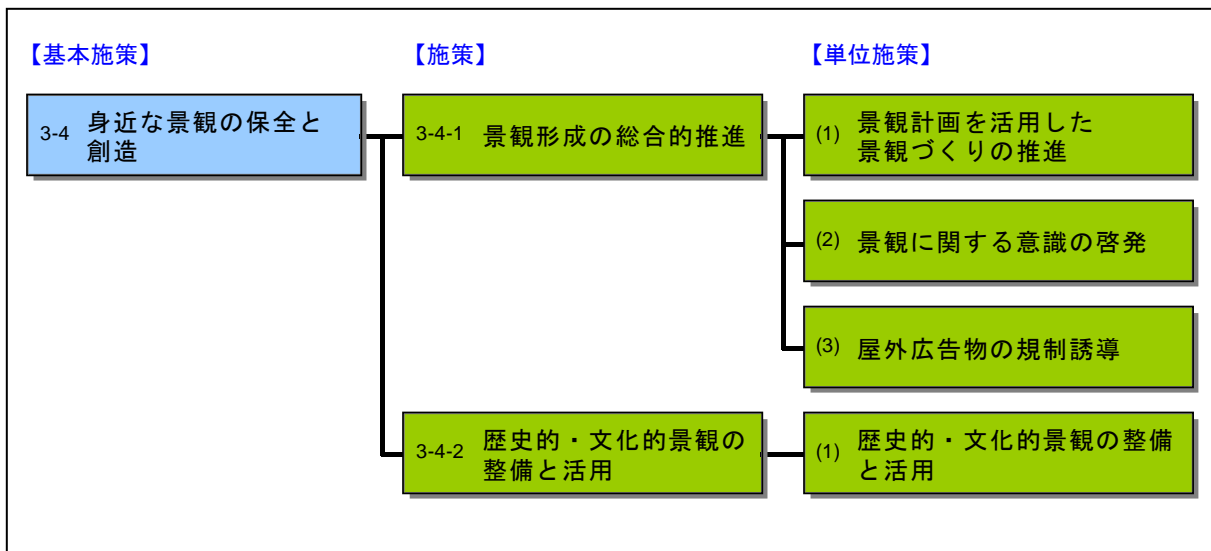
取組の
基本方向

魅力ある良好な景観を形成するとともに、地域の歴史・文化に誇りと愛着を持ち、後世に継承します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
景観形成重点地区等の指定	2 地区	6 地区
文化財保存団体数	41 団体	51 団体

施策の体系



3-4-1 景観形成の総合的推進

(1) 景観計画を活用した景観づくりの推進

- 景観計画制度の活用
 - ・ 景観法に基づく景観計画により、市全域において大規模行為の規制・誘導を行うとともに、景観形成重点地区等の指定を進め、魅力ある景観づくりを推進します。

(2) 景観に関する意識の啓発

- 景観啓発活動の推進
 - ・ 都市景観の資質の向上と景観に対する市民意識の高揚を図るため、「まちなみ景観賞」などに関する意識の啓発を図ります。

(3) 屋外広告物の規制誘導

- 屋外広告物に対する規制や誘導
 - ・ 屋外における広告物（野立て看板、自家用広告物等）について、屋外広告物条例に基づき許可制度の中で規制・誘導を行います。

3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用

(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用

- 景観整備及び活性化の促進
 - ・ 大谷地区などの歴史的文化的景観を守りながら観光等に活用していくため、景観整備や地域の活性化を促進します。
- 文化財の保存・活用
 - ・ 市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開に取り組みます。
- 伝統文化の継承
 - ・ 地域の歴史的・文化的景観の基礎となる生活文化などの伝統文化を後世に長く伝えていくため、保存活動や継承者育成に努めます。

【環境分野】 4 生活環境



基本施策 4-1

大気環境の保全

主な課題

大気を良好に保ち、大気汚染等の被害を防ぐため、有害大気汚染物質の把握、測定体制、アスベスト対策、工場・事業場への指導、環境協定、交通・道路等の総合的対策などが重要となっています。

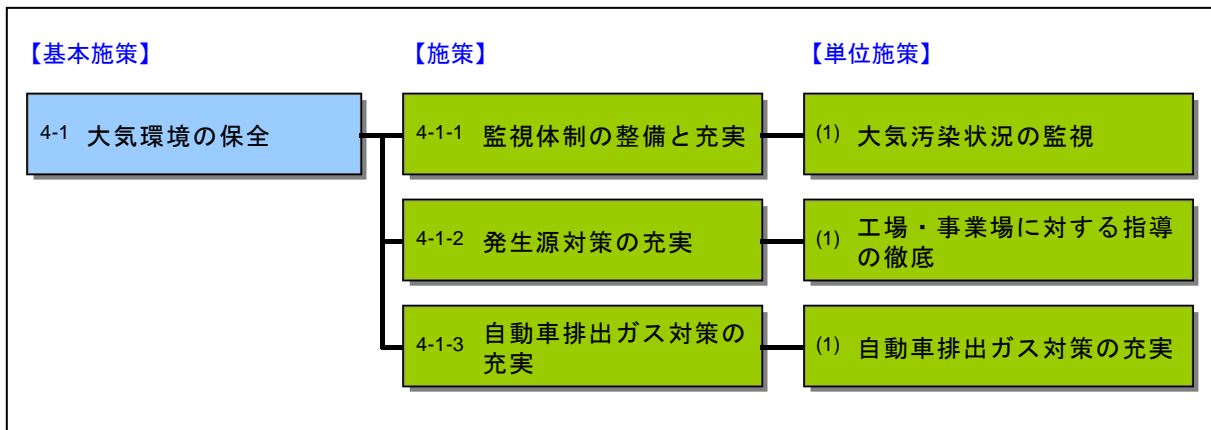
取組の
基本方向

良好な大気を保全するため、大気汚染物質の削減を図り、環境基準の達成率の向上を目指します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
光化学オキシダントの環境基準の達成率	93%	環境基準の達成率向上を目指す。

施策の体系



4-1-1 監視体制の整備と充実

(1) 大気汚染状況の監視

- **大気汚染の常時監視**
 - ・大気環境基準に係る適合状況や有害汚染物質による汚染状況を把握するため、常時監視等を行います。また、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）に関する調査を拡充します。
- **光化学スモッグ対策の推進**
 - ・光化学スモッグの発生を迅速に把握するため、監視体制の充実を図るとともに、光化学スモッグによる健康被害を防ぐため、注意報及び警報の迅速な周知を実施します。
- **アスベスト対策の推進**
 - ・アスベスト拡散の状況を把握するため、大気調査を行います。また民間建築物のアスベスト対策を推進するため、飛散防止対策の指導を行うとともに、民間建築物アスベスト対策補助制度を運用します。

4-1-2 発生源対策の充実

(1) 工場・事業場に対する指導の徹底

- **ばい煙等に関する指導**
 - ・工場・事業場に対し立入検査を実施し、公害関係法令遵守や排出ガス自主測定、施設適正管理の指導を徹底します。
- **揮発性有機化合物（VOC）に関する啓発**
 - ・揮発性有機化合物（VOC）未規制工場・事業場に対し、揮発性有機化合物に係る適正使用・管理について啓発します。
- **光化学スモッグ発令時の事業者協力要請**
 - ・光化学スモッグ注意報発令時に、工場・事業場に対し、ばい煙排出削減を要請します。

4-1-3 自動車排出ガス対策の充実

(1) 自動車排出ガス対策の充実

- **自動車排出ガスの抑制**
 - ・EV（電気自動車）等の「低環境負荷型自動車」の普及促進や、渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備などにより、自動車排出ガス対策を推進します。

【環境分野】 4 生活環境



基本施策 4-2

水・土壌・地盤環境の保全

主な課題

河川・地下水の水質や、土壌の質を良好に保ち、それらの汚染等による被害や地盤沈下を防ぐため、水質調査、有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止、生活排水の適正処理、地下水利用の抑制などが重要となっています。

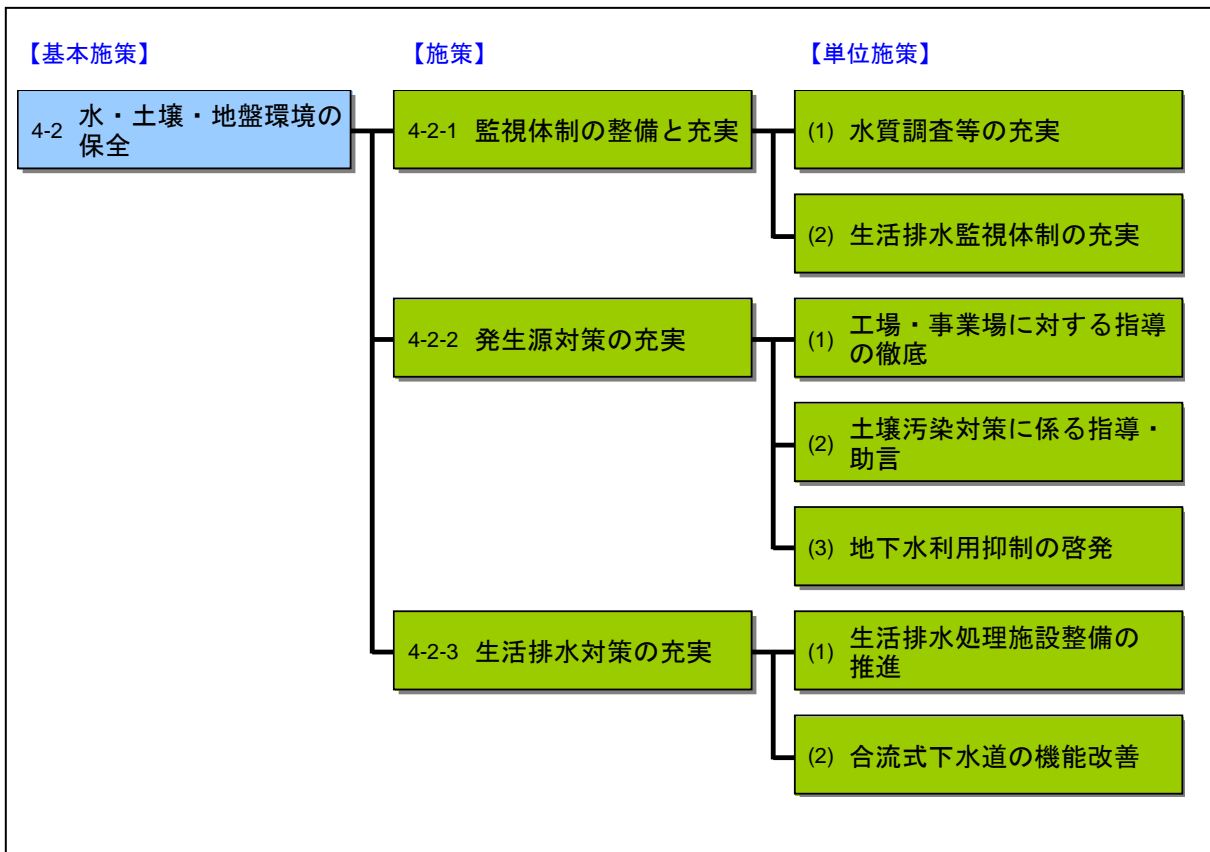
取組の基本方向

水・土壌・地盤環境の保全を図るため、土壌や地下水汚染の未然防止や適正な地下水利用を推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
河川水の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る基準の達成率	94%	環境基準の達成率維持を目指す。

施策の体系



4-2-1 監視体制の整備と充実

(1) 水質調査等の充実

- 河川水質調査の実施
 - ・ 河川の環境基準に係る達成状況を把握するため、主要河川において計画的・継続的な水質調査を実施します。
- 地下水水質調査の実施
 - ・ 地下水の環境基準に係る達成状況を把握するため、継続的な水質調査を実施します。また、地下水汚染地域の状況を監視するためのモニタリング調査を実施します。

(2) 生活排水監視体制の充実

- 公共下水道における生活排水中の化学物質の監視
 - ・ 公共下水道における生活排水中の化学物質のモニタリングやリスクコミュニケーションを実施します。

4-2-2 発生源対策の充実

(1) 工場・事業場に対する指導の徹底

- 排出水等に関する工場・事業場等への指導
 - ・工場・事業場等からの水質汚濁物質の排出を防止するため、公害関係法令の遵守や排出水の自主測定、施設の適正管理に関する指導を実施します。
- 水質事故未然防止に係る啓発の実施
 - ・工場・事業場等における事故による水質汚濁物質の排出を防止するため、水質事故の未然防止に係る啓発を実施します。

(2) 土壌汚染対策に係る指導・助言

- 土地の所有者等に対する指導・助言
 - ・土壌汚染を防ぐため、土地の所有者等に対する指導、助言を行います。
- 有害物質使用事業場に対する指導の徹底
 - ・土壌汚染を防ぐため、有害物質使用事業場に対する指導を行います。

(3) 地下水利用抑制の啓発

- 地下水揚水に関する啓発
 - ・地盤沈下を未然に防止するため、事業者に対し地下水利用の抑制の啓発を実施します。

4-2-3 生活排水対策の充実

(1) 生活排水処理施設整備の推進

- 生活排水処理施設整備の推進
 - ・公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を保全するため、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。

(2) 合流式下水道の機能改善

- 合流式下水道の改善
 - ・公共用水域の水質を保全し、良好な水辺環境を確保するため、合流式下水道の緊急的な機能改善を実施します。

【環境分野】 4 生活環境



基本施策 4-3

音・振動・臭気環境の保全, 化学物質対策の推進

主な課題

騒音・振動や悪臭, 化学物質による被害を防ぐため, 交通・道路等の総合的対策, 工場・事業場に対する指導, 近隣公害の防止に係る啓発, 化学物質に係る情報の提供などが重要となっています。

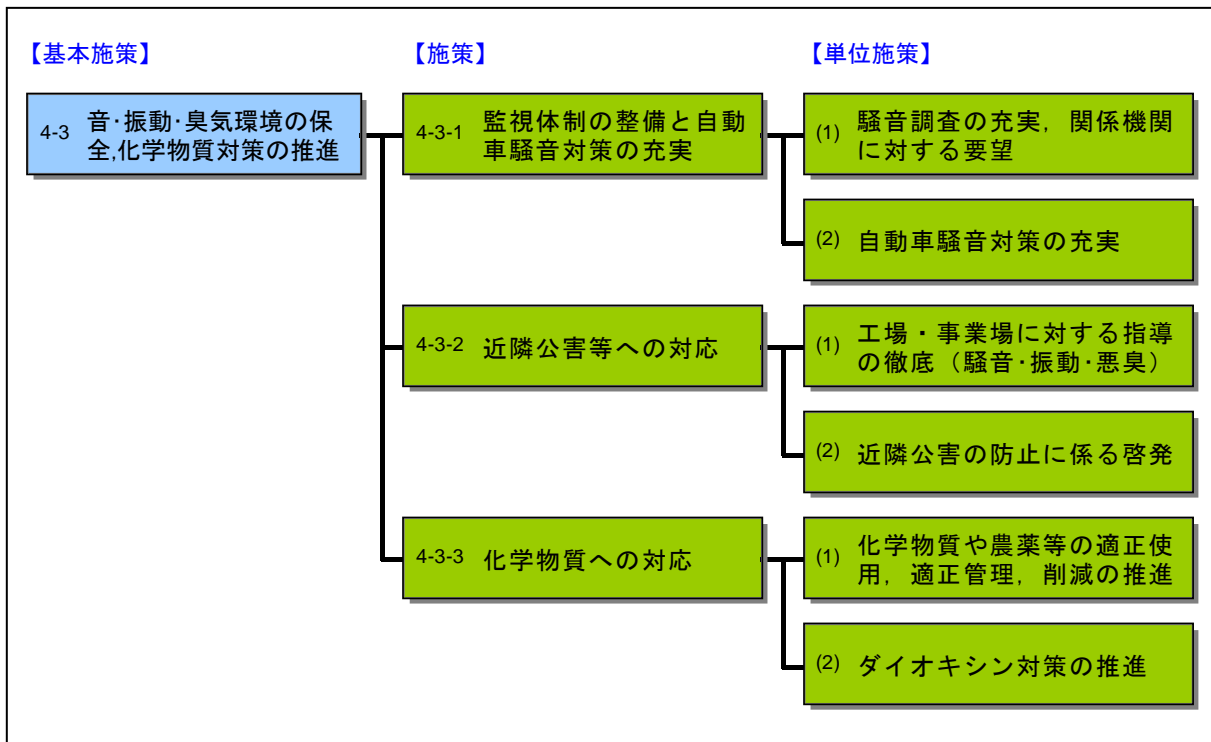
取組の
基本方向

騒音・振動や悪臭, 化学物質による被害を防ぐため, 総合的な指導啓発や適切な情報提供に努めます。

環境目標

指標	基準 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
自動車騒音に係る環境基準の達成率	87%	92%

施策の体系



4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実

(1) 騒音調査の充実，関係機関に対する要望

- 自動車騒音，東北新幹線の騒音・振動，自衛隊航空機騒音に関わる調査と要望
 - ・ 自動車，東北新幹線，自衛隊航空機に関わる騒音等の調査を実施し，必要に応じて関係機関への要望を行います。

(2) 自動車騒音対策の充実

- 自動車騒音対策の推進
 - ・ 「公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進」や「自転車利用・活用の促進」，「低環境負荷型自動車利用環境の整備」により，自動車騒音対策を推進します。

4-3-2 近隣公害等への対応

(1) 工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）

- 騒音・振動・悪臭に関する工場・事業場等への指導
 - ・ 工場・事業場等からの騒音・振動・悪臭を防ぐため，公害関係法令の遵守や騒音・振動・悪臭防止を指導します。

(2) 近隣公害の防止に係る啓発

- 近隣公害の防止に係る啓発
 - ・ 近隣の騒音・振動・悪臭等を防ぐため，啓発を実施します。

4-3-3 化学物質への対応

(1) 化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進

- 製造業や農業における化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進 ◆調和と共生◆

・製造業や農業における化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減に係る情報提供のほか，事業者意識の啓発を推進します。

(2) ダイオキシン対策の推進

- ダイオキシン類の調査
 - ・ダイオキシン類による汚染状況を把握するため，大気，河川，河川底質，地下水，土壌において継続的な調査を実施します。
- ダイオキシン類に関する工場・事業場への指導
 - ・ダイオキシン類を発生する工場・事業場に対し立入検査を実施し，公害関係法令の遵守や排出ガス等の自主測定，施設の適正管理の指導を徹底します。

【環境分野】 4 生活環境



基本施策 4-4

生活環境の保全

主な課題

生活環境の保全に向けて、事業者の環境対策を促進するため、協定の推進、環境対策への支援、情報のオープン化と事務の効率化などが重要となっています。

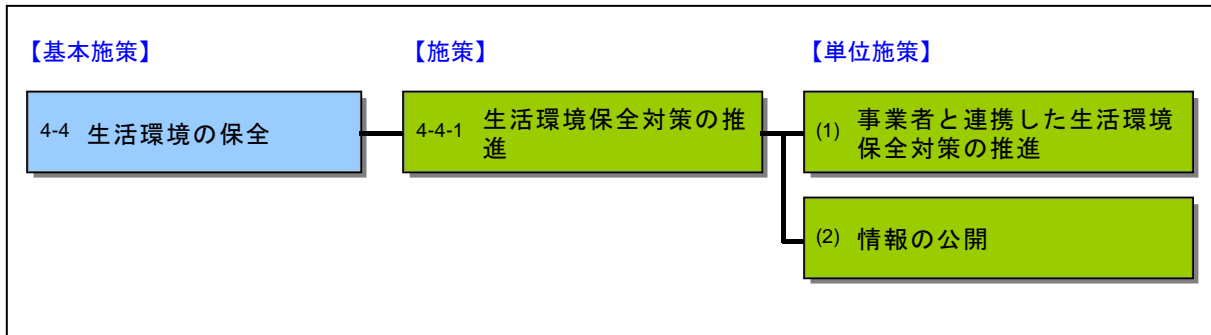
取組の
基本方向

自然環境と経済活動が調和した快適な生活環境を実現するため、事業者と連携した生活環境保全の取組等を推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
宇都宮市環境協定締結事業者数	34 社	54 社

施策の体系



4-4-1 生活環境保全対策の推進

(1) 事業者と連携した生活環境保全対策の推進

- 宇都宮市環境協定の締結 ◆調和と共生◆
・事業者の自主的・積極的な取組を推進するため、公害防止と環境保全活動等に係る「宇都宮市環境協定」の締結事業者の拡大を図ります。
- 環境にやさしい工場見学会の開催 ◆調和と共生◆
・環境にやさしい取組を行っている工場の見学会を実施し、事業活動の普及支援を図るとともに、環境保全対策への理解を促進します。
- 公害防止や化学物質に係る事業者研修会の開催 ◆調和と共生◆
・事業者の環境保全活動を促進するため、公害防止や化学物質に係る事業者研修会を開催します。
- 事業者の環境保全対策への支援 ◆調和と共生◆
・事業者の環境保全対策を充実させるため、環境保全に係る設備の導入資金について、「中小企業事業融資制度」による低利融資に加え、新たな支援策の充実を図ります。

(2) 情報の公開

- 環境情報システムの構築と活用
・環境保全対策に関する情報を市民や事業者と共有するため、環境関連法令届出を電子管理化し、公開します。

【環境分野】 5 人づくり



基本施策 5-1

環境教育・環境学習の推進

主な課題

市民や事業者の間に環境についての知識や理解が深まり、主体的な人が育っていけるようにするため、環境情報の整備と提供のほか、人材育成、環境学習センターや市有施設等における環境学習などが重要となっています。

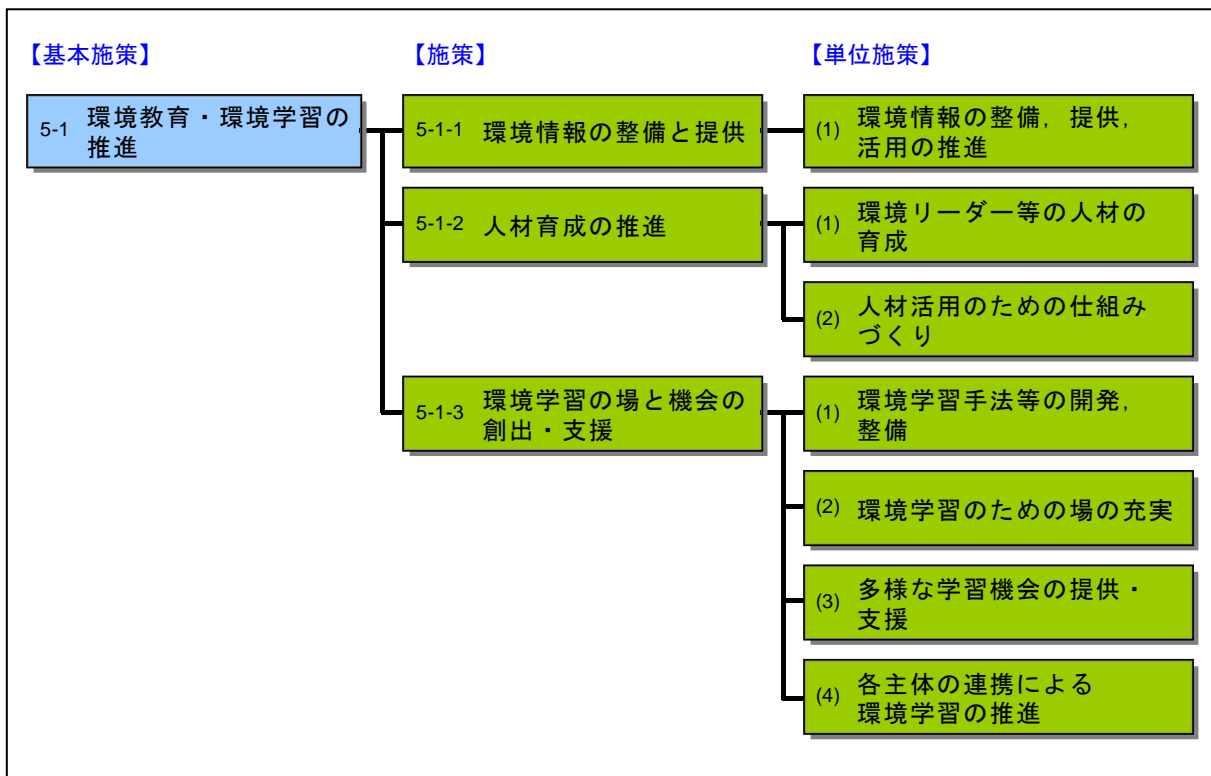
取組の
基本方向

環境を大切にする人づくりを進めるため、様々な場所や機会を通して、環境教育・環境学習を推進します。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数	4,450 名	6,200 名

施策の体系



5-1-1 環境情報の整備と提供

(1) 環境情報の整備，提供，活用の推進

- ホームページや情報誌等を活用した情報発信，活用の推進
 - ・市や地域，市民団体，事業者等の環境情報や資料等を各主体が必要なときに容易に利用できるよう，情報の整備や情報発信を行うとともに，その活用を図ります。
- 「もったいないの約束」等の周知啓発
 - ・市民の環境保全行動を促すため，ひとやものを大切にする行動指針である「もったいないの約束」等の啓発活動を推進します。

5-1-2 人材育成の推進

(1) 環境リーダー等の人材の育成

- 環境リーダーの育成・支援
 - ・環境学習の指導者や地域で活動するリサイクル推進員，環境保全団体スタッフ等の地域の環境リーダーの育成・支援を図り，活動の活性化を促進します。

(2) 人材活用のための仕組みづくり

- 環境団体等への支援及びネットワークの強化
 - ・環境リーダー等の有効な人材活用を図るため，各種環境団体等との連携を深め，支援を行うとともに，主体間のネットワーク強化を図ります。

5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援

(1) 環境学習手法等の開発，整備

- 環境学習手法・教材の開発，整備
 - ・環境学習を効果的に実施するため，環境学習に係る手法・教材等の開発，整備を行うとともに，広く教材の周知を図ります。

(2) 環境学習のための場の充実

- 環境学習のための場の充実
 - ・環境学習センターの機能の充実や，生涯学習センターや冒険活動センターとの連携による環境学習の場の充実を図ります。

(3) 多様な学習機会の提供・支援

- 環境学習センターにおける環境学習の推進
 - ・環境学習の機会を総合的に提供するため、環境学習センターにおける環境学習活動を推進します。
- 清掃工場や生涯学習センター等の多様な学習フィールドにおける環境学習の推進
 - ・環境学習の機会を身近に提供するため、清掃工場や生涯学習センター等のより身近な場所において、環境学習講座や自然観察会等の学習活動の実施を推進します。
- 環境イベント等の充実
 - ・環境配慮や環境保全に関する市民意識の高揚を図るため、「もったいないフェア」や「もったいないポスター（絵画）コンクール」、「もったいない川柳コンクール」等、各主体・団体が主催する環境イベント等の充実及び支援を行います。
- 幼児環境学習の推進
 - ・幼児及びその親、家庭の環境に関する意識高揚を図るため、「みやエコ園」の拡大など幼稚園や保育園を中心とした幼児環境学習を推進します。
- 環境団体等の活動の支援
 - ・自主的な環境学習活動を支援するため、環境団体等に対する研修・活動場所の確保等を行うとともに、環境団体の情報を発信し、交流を深めるため、団体交流事業等を実施します。
- 教育機関と連携した環境教育の推進
 - ・教育機関との連携を図りながら、環境教育を推進します。

(4) 各主体の連携による環境学習の推進

- 各主体の連携による環境学習の推進
 - ・市民・事業者・市等の協力・連携による講座企画、環境行動の実施等を行います。



環境学習センター



講座：天体望遠鏡をつくらう



講座：うつのみや自然探検隊

もったいない川柳コンテスト入賞作品

二十二年度

〔学校部門〕

最優秀賞

残りもの母が悲しむ顔がある

優秀賞

冷蔵庫わけもないのに開けている
のこすけどもったいないからパパたべて

〔一般部門〕

最優秀賞

遣り繰りにもったいないが助け舟

優秀賞

見切り品数日後には処分品
もったいない母の口癖引き継いで

二十一年度

〔学校部門〕

最優秀賞

松坂牛のこしてしまえばただの肉

優秀賞

ちびクレヨンつかってくれよと顔をだす
ぼくがみずおとうとでんきえこれんじゃー

もったいないの約束特別賞

エコエコと電気を消して歩く母

〔一般部門〕

最優秀賞

食べすぎてたまる脂肪減るお金

優秀賞

目が潰れそう一粒の米拾う
買い過ぎは賞味期限過ぎるもと

二十年度

最優秀賞

ポロポロの軍手も大事戦中派

優秀賞

ごちそうも食べのこしたらただのこみ
路線バス空車で走る策の無さ

十九年度

最優秀賞

作り過ぎ食べ過ぎ家計簿を泣かす

優秀賞

もう少し履く気着る気のあれこれや
タンスから古着はみ出す老いの部屋

十八年度

最優秀賞

もったいないけちとは違うこころざし

優秀賞

とっておく姑には姑の包み紙
宮っ子はもったいないが合言葉

【環境分野】 5 人づくり



基本施策 5-2

環境保全活動の促進

主な課題

環境保全活動に参加する人が増え、環境保全活動が発展し、地域の力となっていけるようにするため、「宇都宮市もったいない運動市民会議」等とのパートナーシップ、市民活動への支援、事業者や団体等の活動への支援などが重要となっています。

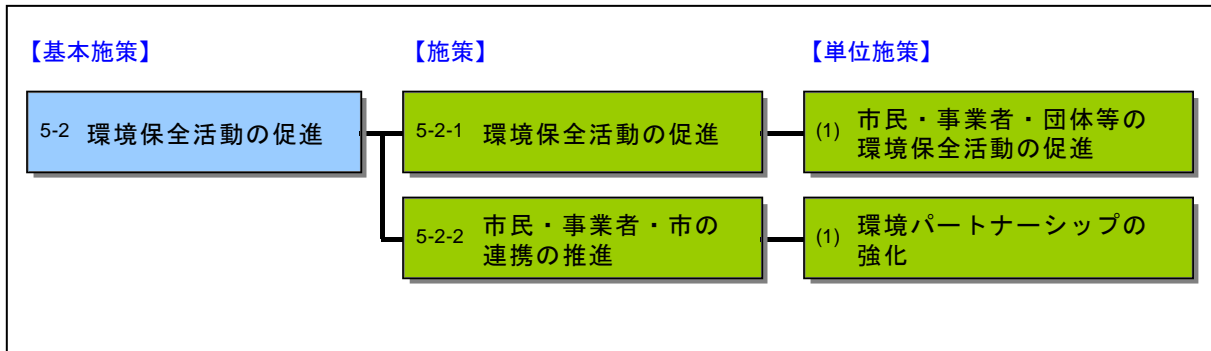
取組の
基本方向

より良い環境を創出する活動の輪を広げるため、自発的な活動を促進するための支援や市民協働で取り組む仕組みづくりに努めます。

環境目標

指標	基準（平成 21 年度）	目標（平成 27 年度）
市民活動サポートセンターの登録団体数（環境分野）	26 団体	36 団体

施策の体系



5-2-1 環境保全活動の促進

(1) 市民・事業者・団体等の環境保全活動の促進

- **市民活動への支援**
 - ・市民主体の環境保全活動を活発化するため、助成等による市民活動への支援や、市民ボランティア活動に関する保険制度への加入等を実施します。
- **事業者のCSR活動等の促進**
 - ・事業者主体の環境保全活動を活発化するため、事業者のCSR活動等の促進を図ります。
- **環境創造基金の活用**
 - ・市民等が行う環境学習などの人づくりや環境保全等に係る先駆的・先進的な事業を後押しするため、本市独自の仕組みである環境創造基金を活用した支援を実施します。
- **ニューツーリズム（グリーン・エコツーリズムなど）の推進** ◆調和と共生◆
 - ・市民が自然と親しむ機会を拡充し、環境保全活動の拡大を図るため、ニューツーリズム等の取組を推進します。
- **市民活動サポートセンターによる支援**
 - ・環境に関するボランティア活動を広げるため、市民活動サポートセンターによる活動支援を実施します。
- **森林ボランティアの育成** ◆調和と共生◆
 - ・森林保全活動を広げるため、森林ボランティアの育成事業を実施します。
- **市民団体等による緑地保全の促進**
 - ・市民が主体となった緑地保全の促進策を実施します。
- **地域ぐるみの農地活用の促進**
 - ・農地保全の活動を広げるため、地域ぐるみの農地保全・活用策の実施を促進します。
- **文化財愛護団体の育成等**
 - ・文化財保護活動を広げるため、文化財愛護団体の育成等を実施します。

5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進

(1) 環境パートナーシップの強化

- **環境 NPO、企業、学校、関係機関等との連携強化** ◆低炭素◆
 - ・市民協働による「環境都市うつのみや」の実現のため、環境 NPO、企業、学校、関係機関等との連携強化による環境パートナーシップの強化を図ります。
- **地域コミュニティの推進**
 - ・市民協働による環境にやさしいまちづくりを進めるため、地域の特性や資源を生かした安心して暮らせる住みよい地域づくりや、身近な環境問題を地域で解決する様々な活動を支援するなど、地域コミュニティの推進を図ります。



【環境分野】 5 人づくり



基本施策 5-3

環境配慮行動の推進

主な課題

環境配慮指針の運用による環境配慮行動の推進や、ISO14001の趣旨を生かした独自の環境マネジメントの仕組みの継続や充実を図ることにより、市民・事業者の具体的な環境配慮の推進・拡大を図っていく必要があります。

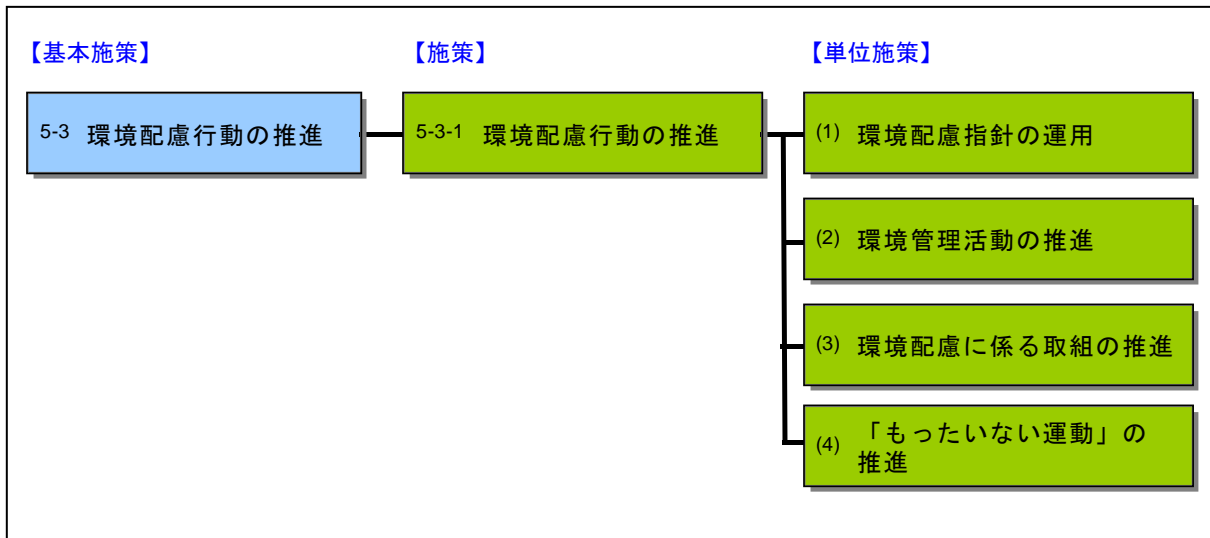
取組の
基本方向

市民・事業者の環境に配慮した自発的な行動を促進するための支援や仕組みづくりを推進します。

環境目標

指標	基準（平成21年度）	目標（平成27年度）
家庭版環境ISO認定制度認定家庭数	1,323世帯	2,600世帯

施策の体系



5-3-1 環境配慮行動の推進

(1) 環境配慮指針の運用

- 環境配慮指針の運用

- ・「宇都宮市環境配慮指針」の運用により、市民の日常生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を促進します。

(2) 環境管理活動の推進

- 家庭版環境 ISO 認定制度の推進

- ・家庭における環境配慮の取組を市域全体に広げ、活性化するため、本市独自の「家庭版環境 ISO（みやエコファミリー）認定制度」を推進します。

- 事業所版環境 ISO 認定制度の推進

- ・事業所における環境配慮行動を促進するため、「事業所版環境 ISO（ECO うつのみや 21）」を推進します。

- 学校版環境 ISO 認定制度の推進

- ・児童及び生徒の環境意識を育み、学齢期からの環境配慮行動をより一層促進するため、本市独自の「学校版環境 ISO 認定制度」を推進します。

- 市の業務における環境管理活動の推進

- ・市の業務における環境負荷を低減するため、ISO14001に基づく環境管理活動を推進します。

(3) 環境配慮に係る取組の推進

- 土地利用に関する大規模開発事前指導

- ・大規模土地利用を行う開発業者に対し、「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づき、適正な土地利用の指導や個別法との一体的な調整を行います。

- 開発許可制度の適正運用

- ・開発事業の実施に当たり、緑化の推進等環境への配慮を行うよう、開発許可制度の適正な運用を行います。

(4) 「もったいない運動」の推進

- 「もったいない運動」の推進

◆循環利用◆

- ・もったいないの精神による市民の自主的な環境配慮行動を広げるため、もったいない運動を推進します。

コラム ～ 江戸時代のもったいない運動 ～

江戸時代と人々の取組

江戸時代の人々は、「もったいない」のころをもつて、様々な物を大切に使用していました。これは、現代社会で循環型社会に向けた取組を進める上でも参考になります。例えば、江戸の都市では、1000に及ぶ組織がリサイクルを生業として働いていたといわれる例にも見られるように、土農工商それぞれに、循環型社会に通じる動きがみられました。

江戸の武士を象徴する「質素儉約」という表現は、武士が物を無駄にせず生活していた様子を伺わせます。当時の武士の生活の心得を説いた『経済随筆』では、「衣服を購入するさいには家族で同じ柄の服を購入し、後々つぎはぎしながら使うと良い」、「使えなくなった糸くずは灯心用に使える」といった「もったいない」の知恵が紹介されています。

また、武士や治世者が「もったいない」を奨励していることがわかる資料としては、伊予・宇和島地方の中世の武将が描いた『清良記』などがあり、領民のし尿の有効活用を説いています。

さらに彦根城のように、天守や櫓（やぐら）、城壁など、建設材料の一部を再生利用品でまかなったような「もったいない」でできた城もあり、その様子は今も残されています。

また、当時の農民は、稲作を中心としており、生活用品も稲作から派生した道具が多く見られます。例えば米の収穫の後に残された稲わらは、現代においても肥飼料として有効活用されていますが、江戸時代においては、「衣食住」を彩る必需品として、あらゆる場面で活用されていました。「衣」では編笠、蓑（みの）、藁草履、「食」では米俵、糸引き納豆を作る藁苞（わらづと）、家畜のえさとしての藁、「住」では正月のしめ飾りなど様々な藁細工、草葺き屋根、むしろなど多様な用途がありました。さらに、使われ終わったこれらの生活用品は、捨てられてもお農民の手で集められて肥料として生かされていました。



古着屋
出典：「江戸職人歌合」
早稲田大学図書館 所蔵



街道沿いに捨ててある草鞋
出典：「江戸名所図会」
早稲田大学図書館 所蔵

さらに、職人や商人の働きも省資源でした。

江戸時代の工業製品は、職人の手作業で作られていました。そのため、モノづくりには大変な手間がかかりましたが、資源の無駄を省いた作業が行われていました。例えば、錦絵という多色製版・印刷工程では、使用済みの版木が平面に削りなおされ、繰り返し使われていました。また、金属製品職人は、当時、金属を鉱石から製錬するのに高度の技術とエネルギーを必要としていたために、製品の原材料として、古鉄なども使用していたようです。

江戸時代は、様々な商人が現代のリユース・リペア産業とも当たる職で働いていました。例えば、瀬戸物や茶碗を接着してなおす焼継（やきつぎ）屋、鍋や釜を修理する鑄掛（いかけ）屋、桶や樽の枠をはめ直す箍（たが）屋、傘や提灯の張り替え屋など、様々な「職商人（あきんど）」が活動していたほか、着物、履物等、日用雑貨のほとんどが再使用されていました。様々な業者は一軒一軒、歩いて巡回していたと考えられ、江戸の循環型の社会を支える上で重要な役割を果たしていたと考えられます。また、こうした行商人が持ち歩いていたふるしきは、現代でもその役割が見直され、様々な場で用いられています。

他にも、金属の回収は、古鉄買という専門の商人がいて、使えないほど古くなった包丁や鍋などの鉄製品、銅や真鍮などの金属類ならどんなものでも買いあさってリサイクルの原材料としていました。かまどで燃やしてできた灰は、「灰買」によって集められ、農家によってカリ肥料とされるときも、製紙・染色など、多くの用途があり有効に活用されていました。江戸時代の豪商人で、文化人としても有名な灰屋紹益は、井原西鶴の「好色一代男」のモデルとも言われていますが、名前（通称）が示すとおり、灰のリサイクルを生業としていました。江戸時代は、かまどなどで使われた灰が回収され、肥料の原料となったり、藍染、酒造、製紙等の工程で利用されたりしていましたが、これらのリサイクル活動が盛んだったことがわかります。

また、貸本屋も盛んで、文化五年（1808年）の記録によると、貸本屋は地域ごとに組をつくっており、江戸では日本橋南組、本町組、神田組その他あわせて12組、合計人数約650人、大坂でも約300人という人数が貸本屋を営んでいました。また、天保年間（1830年代）の「江戸繁昌記」という文献では、江戸の貸本屋は八百軒とあり、その盛んな様子が伺えます。普通の貸本屋では、170～180軒ほどのお得意先があり、江戸だけで10万軒に及ぶ貸本読者がいたと考えられます。

他にも、江戸の庶民の暮らしを支えた長屋では、狭いながらも様々な連携・協働の形がありました。例えば、長屋には共同の井戸がありましたが、「井戸端」の言葉にも代表されるように、人々が集まって炊事を行う貴重な場でした。また共同のごみ捨て場や前述した共同のトイレなども整備され、人々が共同で管理していました。子供たちへの教育に関しても、例えば、寺子屋で使用する教科書は兄弟親類で使い続けられ、100年以上に渡って大勢の子供たちに使い続けられた例もありました。



傘はり職人
出典：「和国諸職絵つくし」
早稲田大学図書館 所蔵

「出典：平成20年版 環境白書」

